

期間入札（紙入札）におけるくじの方法

競争入札において、同価の入札をした者が二人以上あるときは、地方自治法施行令（※1）の規定により、くじにより落札者を決定します。

本市の期間入札におけるくじの方法は、次のとおりです。

① 入札参加者には、所定の入札書に任意の3桁の数字（くじ番号）を記入した上で、入札していただきます。（※2） **（必ずご記入願います！）**

② 同価（点）の入札者のくじ番号を合算し、合算した数をその同価（点）の入札者数で除して、「余り」の数を算出します。（下図①参照）

③ 次により、同価（点）の入札者に0から順位を付します。（下図②参照）
（1）開札日が奇数日の場合 競争入札参加者名簿の事業者番号の昇順
（2）開札日が偶数日の場合 " 降順

④ ②により算出した「余り」の数と、③により付した順位の数が同じ者をくじの当選者とします。（下図③参照）

A社・C社・E社が同価（点）となった場合の例

社名	事業者番号	くじ番号	順位
A社	9100000100	839	0
C社	9100000200	026	1
E社	9100000280	224	2

② 開札日が**奇数日**の場合、事業者番号の**昇順**で付すため、順位は左のとおりとなります。（偶数日の場合は降順。左の場合、0順位からE社→C社→A社となります。）

① くじ番号を合算します。 $\dots 839 + 026 + 224 = 1089$
くじの合算数を同価（点）の入札者数で除します。 $\dots 1089 \div 3 = 363$ **余り0**

③ 順位0番を当選とするので、**A社が当選**となります。（偶数日（降順）の場合は、E社が当選）

※1 地方自治法施行令

第167条の9 普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

※2 くじ番号の未記入・不明瞭の場合の取扱い

上記の地方自治法施行令第167条の9後段の規定を踏まえ、当該入札事務に関係ない職員がくじ番号を定めます。この場合に定めるくじ番号は、同価（点）の入札金額の上位3桁の数字とします。

（注）電子入札の場合は、当該システムによりくじが行われます。その取扱いは「長野市電子入札システム利用規約」のとおりです。